

富谷市公共施設等総合管理計画（案）への意見と市の考え方

番号	ページ	意見の概要	市の考え方
1	1	財政面のみに偏りすぎており、地方自治の役目としての、「市民の福祉の向上、安心安全なまちづくり」の考え方も挿入すべきではないか。	ご意見を踏まえ、内容を修正いたします。
2	1	「インフラ長寿命化計画」の策定、実施はどのようになっているのか。	国の「インフラ長寿命化基本計画」において策定するとされている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」のうち、地方公共団体が策定するものを「公共施設等総合管理計画」と位置づけられており、この計画を策定することにより、「インフラ長寿命化計画」を策定する必要はなくなります。
3	1	「市区町村域を超えた広域的な検討」が抜けていないか。	ご意見を踏まえ、内容を修正いたします。
4	1	議会への対応と市民参加による適正化計画が示されていない。	ご意見を踏まえ、議会への対応につきましては、第4章4.(1)に追記させていただきます。また、市民参加につきましては、第4章3.(7)③で考えております。
5	1	公会計改革について提起されていない。	ご意見を踏まえ、68ページの内容を修正いたします。
6	1	医療施設、福祉施設、商業施設、共同の福祉と利便のための必要な施設等を含めた「立地適正化計画」についても記されていない。	今後の計画の取り組みの中で、参考にさせていただきます。
7	8	歳入・歳出の推移と財源の見込みとありながら、人口では2060年までを見込んでいるので、この点を考慮した財政見込みとしての歳入見込みを提起すべきです。	国・県の政策や本市を取り巻く社会情勢の動向に応じ、長期的な財政状況を的確に捕捉することは不可能であるため、明示については現実的ではないと判断します。
8	12	表一用途区分について、町内会館が多数存在しているが、市民文化系施設の用途に含まれるものとして理解してよろしいか。その際、52棟の説明も必要ではないか。	ご意見を踏まえ、町内会館を市民文化系施設の対象施設欄に明示させていただきます。また、巻末に各施設の棟数を示した表を追加します。
9	24 26	地下にある埋設物の正確度はどの程度なのか。	概ね適正であると考えております。
10	24	上水道の不明2583mの内容はどのようなものか。	配水管の布設年度が不明な箇所があるため計上しております。
11	26	下水道には不明がないが、信頼度が100%なのか。	概ね適正であると考えております。
12	24 26	G I Sを導入しているが、施設・管路を含めたメンテナンスとG I Sのメンテナンスはどのようになっているのか。	必要に応じて随時補修正を行っております。
13	24 26	G I S導入前の管理はどのようにしていたのか。	紙台帳での管理を行ってまいりました。
14	24 26	東日本大震災以後の埋設物の点検は十分に実施されているのか。	路面の陥没状況などを日常的に点検を実施しております。
15	24 26	G I Sに投入されている項目は何項目か。また、維持管理体制はどのようになっているのか。	上水道については13項目、下水道については8項目になります。また、維持管理は、保守点検業務として実施しております。
16	30	「本計画での試算に当たって、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成26年3月）」における試算を参照して設定しています。」とある通り、この提起の考え方が、あくまで一つの考え方であることを明記すべきではないか。市民には、将来財政が心配であることを強調するための問題提起としか思えません。	ご意見を踏まえ、「一つの考え方」という内容を明示させていただきます。
17	30	総務省だけでなく、他の省庁の試算も参考にした数値を提起すべきです。	他の省庁の試算につきましては、個別計画の策定において明示していくものと考えております。
18	30	現段階での各省庁のシミュレーションを示すべきです。	今後の個別計画の策定の中で試算を行い、総務省試算との整合を図っていく考えであります。
19	50	表一今後40年間における改修・更新等にかかる将来費用の総額において、「公共施設」というのは、前の頁のどの部分の数値を示しているのか。	38ページの将来経費の総額の表に対応しております。なお、ご意見を踏まえ、50ページの表の注記に明示させていただきます。
20	51	「(1)人口減少時代、少子高齢化への対応」の項目について、新たな時代に対応した、効率的・効果的な公共施設の配置、機能や役割の再編成の考え方に、1. 公共施設の基本的目的は、すべての市民の基本的権利の確保であり、2. 公共施設は、公共機関としての公共施設であり、奉仕機関としての公共施設であり、3. 公共施設の本体は職員であり、建物・設備は目的を果たすための空間と用具の提供のためにあるというふうを考えるべきで、単に効率的・効果的な公共施設の配置、機能や役割の配置と短絡した考え方に立つべきではないし、市民との対話による「福祉」「活力」「生きがい」のある町づくりを十分考慮し、公共施設の配置、機能、役割の再編成などを検討する必要があるという点を挿入すべきです。	ご意見を踏まえ、内容を修正いたします。
21	51	財政状況について、決算ベースであっても、「基金」と「市債」の状況等について、本市での15年程度以前から明らかにし、更に、将来40年において予想する財政状況についても明らかにすべきです。	基金や市債の状況を明示するためには、国・県の政策や本市を取り巻く社会情勢の動向を予測した上で歳入歳出の収支状況を算定する必要があるため、長期的な財政状況を的確に捕捉することは不可能であるため、明示については現実的ではないと判断します。
22	51	財政状況について、基金に対する考え方を明示すべきで、なかでも市債で、「臨時特例債」について、総務省などは暗に「臨時特例債」でと言っているように思われますが、市として今後の扱いについても明らかにすべきです。	公共施設等総合管理計画において明らかとなった財政需要について、今後実施する行財政改革と平行して必要な資金について手当をしていくこととなり、検討に当たっては、プライマリーバランスや基金を活用した場合の残高推移を勘案した上で、適切に対応していくこととしているため、この段階において明示は行わない考えであります。
23	51	財政状況について、国が今回のように「公共施設等の総合管理計画」を策定するように提起している以上は、国が責任を持った交付金・負担金について先に提起すべきです。こうした点の考え方が今回の管理計画には入っていない。	国に関するご意見として、参考にさせていただきます。
24	51	全国自治体でP I F、P P P事業を実施していて、全国的に成功例と失敗例を提起し、特に失敗した場合の対応策も提起すべきです。	ご意見を踏まえ、今後の計画の取り組みの中で、検討させていただきます。
25	52	基本方針の(1)～(3)まで見ていても、近隣市町村との連携が含まれていない。	ご意見を踏まえ、内容を修正いたします。
26	60	P 5 1で指摘したとおり、公共施設の基本的目的は、すべての市民の基本的権利の確保である点を挿入すべきです。	51ページの内容を修正させていただきます。

27	60	市民参加による身近な公共施設の維持補修・管理とコミュニティ活性化への効果として、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進する点について追加すべきです。	ご意見を踏まえ、内容を修正いたします。
28	60	議会・市民にも情報公開を行い、市民参加により計画的に推進していく点についても追加が必要です。	ご意見を踏まえ、議会への対応につきましては、第4章4.(2)に追記させていただきます。また、市民参加につきましては、第4章3.(7)③で考えております。
29	60	事務の効率化などによる財政縮減策を考慮すべきです。現在も一部導入しているGISについて、「統合型GIS」や「ガバメント2.0」等々、ICTを生かした行政改革を行い、クラウド化を実施すべきです。	今後実施する行財政改革の中で検討させていただきます。
30	60	電気料金についても、PPSの利用、消耗品に関してもICTを活用した経費削減を行うべきです。	今後実施する行財政改革の中で検討させていただきます。
31	60	供給に関する基本方針1-1・1-2について、市民はもとより、利用者との討議による市民参加型による「地域循環型の社会経済構造とネットワーク」的な解決方法を考慮すべきです。	ご意見を踏まえ、今後の計画の取り組みの中で、検討させていただきます。
32	60	基本方針3：財務に関する基本方針3-3について、公共施設及びインフラ資産の改修・更新にかかる費用の総額は、1,298.8億円と推計し、年間費用で32.5億円と想定される金額に民間企業が対応してできるのでしょうか。平成29年第一回定例会で提案された健康福祉センタープロポーザル方式入札の指定管理者制度入札に、1者しか応募が無い状況であり、事業計画から契約・運営の段階での情報公開や住民の声を反映させることができただけでしょうか。法施行から、現在までの財政状況報告が行われていない、コスト計算根拠や最終リスク、地方財政負担のチェック機能を本当に果たせるのか不明であり、むしろ事業者の破産・汚職・撤退等がニュースで報道されています。この様なれば、結局財政負担の軽減でなく、サービスの低下、更なる財政負担の増加に繋がりがねるし、民間の活用のために、官が資金を出すのでは、従来型の公共事業と変わらないものです。市民の人権、命や健康にかかわるもの、福祉や教育は、民間化は適応していないということになります。	ご意見を踏まえ、今後の計画の取り組みの中で、検討させていただきます。
33	60	指定管理者制度をはじめとして、民間活力を導入した場合、導入時には議会で審議するが、その後について毎年審議しないと思うので、チェック機能が働きにくくなり、問題が発生した時にのみ審議するようになるのではないかと。議会での監視機能が十分にできなくなるのではないかと。	ご意見を踏まえ、今後の計画の取り組みの中で、検討させていただきます。
34	68	「統合型GIS」を導入し、PCやタブレット等々の情報化を進めることにより、情報の管理・共有がスムーズにいく、会議の持ち方も映像などを含めることにより大きく変わるし、時間短縮にもなります。コンビ二収納やPage等により収納し、電子入札、電子決裁を含めたトータルの運用を図るようすべきです。	今後実施する行財政改革の中で検討させていただきます。
35	68	GISも個々の契約になることにより、システムも複雑化し互換性がないままに電子化されてきている。改善策が求められている。その上で、「ガバメント2.0」等を導入することにより、市民参加型、協力がより一層進んでくると思います。	今後実施する行財政改革の中で検討させていただきます。
36	68	情報化による難点は、所謂ソフト開発料金とその後の改修費用です。この点についても、職員の育成とアドバイザーの活用と、多くの自治体と共同でクラウド化を進めていくべきです。	今後実施する行財政改革の中で検討させていただきます。